

都市計画区域マスタープランについての質問と県の考え方

番号	対象	箇所	質問の概要	質問に対する県の考え方
1	甲府盆地7都市計画	都市計画区域マスタープラン 2)都市計画区域の現状と課題 ②本区域の課題 (P.3)	p.3の②本7区域の課題の内容は、甲府盆地7都市計画区域のみならず、県や都市全体に係ることではないか。	ご質問のとおり都市全体に係るものであるため、以下のとおり修正します。 (P.3) 2)都市計画区域の現状と課題 ②都市全体の課題
2	甲府盆地7都市計画	都市計画区域マスタープラン (3)市街地において特に配慮すべき土地利用の方針 ①大規模集客施設の立地に係る土地利用 (P.18)	p.18の①大規模集客施設の立地に係る土地利用にある「拠点エリア外」と「拠点以外」は、共に拠点エリア外を指すのか。	「拠点エリア外」、「拠点以外」は、共に拠点エリア外を指しています。 ご質問を踏まえ、「拠点以外」を「拠点エリア外」に修正します。 なお、甲府盆地7都市計画の修正に併せて、身延都市計画、富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画、上野原都市計画についても同様に修正します。 (甲府盆地7 P.18)、(身延、富士北麓、都留、大月、上野原 P.11)
3	身延都市計画	意見書 参考書式1	最近の押印に関する議論により、意見書の押印も不要ではないか。	押印の取扱いについては、今後、検討いたします。
4	身延都市計画	意見書 提出方法	意見書の提出方法にFAX、メールも追加すべきである。	意見書收受を確実にを行うため、郵送、持参としております。
5	身延都市計画	説明資料 各計画の位置付け (P.8)	法定計画である都市計画区域マスタープランの上位計画が非法定計画である山梨県都市計画マスタープランとなっているので、上位計画を法定計画に格上げする必要があるのではないか。	山梨県都市計画マスタープランは、山梨県独自に策定している計画のため、制度上、法定計画とすることはできません。
6	身延都市計画	説明資料 目指すべき県土構造 (P.13)	目指すべき県土構造の図は、山梨県内だけを扱ったものになるが、山梨県を囲む長野県、東京都、埼玉県、神奈川県なども加味した交流を支える軸の絵が必要で す。 なお、県内を東西方向に結ぶR300号の整備は地理的有利な点からも重要な道路と言えます。	周辺都県との連携は、県土全体を対象に考える必要があるため、山梨県都市計画マスタープランにおいて設定しております。